諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年４月２８日（令和８年（行情）諮問第５６８号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７５４号）
事件名：統合幕僚長指示一覧の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書６」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和２年８月３１日付け防官文第１３８４６号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）ないし（５）（略）

（６）一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（７）及び（８）（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、「「統合幕僚長指示」（昭和３８年防衛庁訓令第３８号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第１４条）の一覧（２０１６年１月～２０２０年６月）、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和２年８月３１日付け防官文第１３８４６号により、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個

人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年７か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月２８日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年５月２１日　　審議
④　同年１０月２６日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されていると認められる。

原処分において本件対象文書に掲載の各文書の作成日付が開示されていることからすると、当該部分は、これを公にすることにより、その作成時点における自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

本件対象文書

文書１　統合幕僚長指示一覧（平成２８年）
文書２　統合幕僚長指示一覧（平成２９年）
文書３　統合幕僚長指示一覧（平成３０年）
文書４　統合幕僚長指示一覧（平成３１年）
文書５　統合幕僚長指示一覧（令和元年）
文書６　統合幕僚長指示一覧（令和２年）

別表（不開示とした部分及び不開示とした理由）

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書１ （統合幕僚長指示一覧（平成２８年））	統合幕僚長指示第２号、同第３号、同第４号電、同第６号電、同第９号電、同第１２号電、同第１４号電、同第１７号、同第２１号、同第２４号電、同第３０号電、同第３６号電、同第３７号電、同第３９号電、同第４１号電、同第４２号電、同第４４号、同第４７号、同第４８号、同第６０号、同第６１号電、同第６２号、同第６４号電、同第６６号電、同第６９号電、同第７０号、同第７３号電、同第７５号電及び同第７８号電のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
文書２ （統合幕僚長指示一覧（平成２９年））	統合幕僚長指示第２号電、同第５号電、同第１１号電、同第１２号電、同第１５号、同第１６号、同第２３号電、同第２９号電、同第３１号電、同第３６号電、同第３７号電、同第４０号、同第４１号、同第４５号、同第４６号、同第４８号、同第５０号電、同第５３号電、同第５４号電、同第５５号電、同第５８号電及び同第６４号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
文書３	統合幕僚長指示第８	自衛隊の運用に関する

（統合幕僚長指示一覧（平成３０年））	号、同第９号、同第１１号、同第１４号、同第１７号、同第２０号、同第２２号、同第２５号、同第２７号、同第３１号、同第３４号、同第３５号電、同第４１号電、同第４６号電、同第４８号、同第５５号、同第６２号電、同第６３号電、同第７１号、同第７４号及び同第８０号のそれぞれの件名の一部	情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
文書４ （統合幕僚長指示一覧（平成３１年））	統合幕僚長指示第７号、同第８号電、同第９号及び同第１１号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
文書５ （統合幕僚長指示一覧（令和元年））	統合幕僚長指示第２号、同第４号電、同第６号、同第１０号、同第１４号、同第２４号、同第３８号及び同第４９号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
文書６	統合幕僚長指示第７号、同第８号、同第１０	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公に

（統合幕僚長指示一覧（令和２年））	号及び同第１１号のそれぞれの件名の一部	することにより、自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。